

第 8 3 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. 発 行 者 の 名 称 川崎市 | 東海東京証券株式会社 |
| 2. 発 行 総 額 金 1 0 0 億 円 | 丸三証券株式会社 |
| 3. 発 行 の 目 的 令和 8 年度一般会計等資金 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 4. 発 行 日 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 | 株式会社 S B I 証券 |
| 5. 各 公 債 の 金 額 1 万 円 | 株式会社きらぼし銀行 |
| | 株式会社三菱 U F J 銀行 |
| | 株式会社りそな銀行 |
| | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| | パークレイズ証券株式会社 |
| | BNPパリバ証券株式会社 |
| 6. 利 率 年 2 . 5 4 3 パーセント | 16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発 行 価 額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 8. 償 還 金 額 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 第 1 6 号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代 |
| 9. 償還の方法及び期限 | 理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお |
| (1) 本公債の元金は、令和 1 3 年 9 月 1 9 日にその全額 | いてこれを取り扱う。 |
| を償還する。 | |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前 | |
| 日にこれを繰り上げる。 | 以 上 |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ | |
| をつけ、令和 9 年 3 月 2 0 日を第 1 回の支払期日とし | |
| てその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 2 0 日及 | |
| び 9 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を | |
| 支払う。 | |
| (2) 発行日の翌日から令和 9 年 3 月 2 0 日までの期間に | |
| つき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に | |
| 満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって | |
| これを計算する。 | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ | |
| の前日にこれを繰り上げる。 | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申 込 期 日 令和 8 年 1 0 月 2 6 日 | |
| 12. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並 | |
| | びに募集取扱会社の代表者が適宜 |
| | 募入額を定める。 |
| 13. 払 込 期 日 令和 8 年 1 0 月 3 0 日 | |
| 14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行（代表） | |
| | 株式会社三菱 U F J 銀行 |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | |
| 株式会社横浜銀行（代表） | |
| みずほ証券株式会社 | |
| 野村證券株式会社 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | |
| 大和証券株式会社 | |
| 株式会社みずほ銀行 | |
| 三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社 | |
| 岡三証券株式会社 | |
| 株式会社三井住友銀行 | |
| 川崎信用金庫 | |